

### 第3章 法・条例に基づく届出状況 (平成27年3月31日現在)

#### 1 君津市環境保全条例

##### (1) ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設 (届出工場・事業場：124 事業場)

施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数
[繊維工業]			7-イ	混合・配合施設	14	8-ク	粉碎施設	9
2-エ	製綿施設	1	7-エ	焼成施設	1	8-ケ	選別施設	1
[木製品・紙製造]			7-オ	乾燥施設	31	8-コ	混合・配合施設	13
3-ウ	くん蒸施設	3	7-カ	研磨施設	5	8-ス	研磨施設	10
3-オ	切断施設	30	7-キ	選別施設	40	8-セ	粉体用 コンベアー施設	57
3-カ	粉碎施設	5	7-ク	粉体用 コンベアー施設	83	[畜産・農業]		
3-キ	研削施設	8				9-ア	牛房施設	29
[化学工業]			[鉄鋼・非鉄金属等製造]			9-イ	豚房施設	40
5-ウ	抽出施設	2	8-ア	非鉄金属熔融施設	2	9-ウ	鶏舎	41
5-キ	乾燥施設	4	8-イ	溶融めつき施設	6	[その他の製造等]		
5-コ	造粒施設	2	8-ウ	電気めつき施設	1	10-ア	吹付塗装施設	2
			8-エ	酸洗施設	15	10-イ	乾燥焼付施設	5
[窯業・土石製品製造]			8-キ	乾燥焼付施設	3	10-オ	鶏ふん乾燥施設	21
7-ア	粉碎施設	12				合計		496

##### (2) 騒音に係る特定施設 (届出工場・事業場：229 事業場)

施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数
[金属加工機械]			[粉碎機] 土石・鉱物用		12		ニューマチックハンマー	7
1-ウ	ペンディングマシン	4	4-ア	破砕機、ふるい	151	13	ロール機	2
1-エ	液圧プレス	15	4-ウ	その他の用に 供する粉碎機	15	14	自動製びん機	7
1-オ	機械プレス	79				16	ロータリーキルン	22
1-カ	せん断機	8	[建設用資材製造機械]		18	18	重油バーナー	98
1-キ	鍛造機	1	6-ア	コンクリートフﾟラント	20	[走行クレーン]		
1-ケ	ブラスト	1	[木材加工機械]			19-ア	天井走行クレーン	196
1-コ	タンブラー	1	7-ア	ドラムパーガー	5	19-イ	門型走行クレーン	26
1-ス	高速度切断機	14	7-イ	チップパー	11	20	集じん装置	324
1-セ	平削盤	14	7-ウ	砕木機	2	21	冷凍機	119
1-ソ	型削盤	71	7-エ	帯のこ盤	35	[原動機]		
1-タ	研磨機	124	7-オ	丸のこ盤	28	22-ア	ディーゼルエンジン	45
1-チ	自動やすり目立機	4	7-カ	かんな盤	9	22-イ	ガソリンエンジン	12
2	圧縮機	906	10	合成樹脂用 射出成形機	13	23	クーリングタワー	242
3	送風機(排風機を含む)	407				合計		3,038

##### (3) 振動に係る特定施設 (届出工場・事業場：173 事業場)

施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数
[金属加工機械]			[粉碎機] 土石・鉱物用		6-イ	チップパー	8	
1-ア	圧延機械	20	3-ア	破砕機、ふるい	230	8	ロール機	1
1-イ	製管機械	3	3-ウ	その他の用に 供する粉碎機	25	9	合成樹脂用 射出成型機	14
1-ウ	ペンディングマシン	9						
1-エ	液圧プレス	22	[コンクリート製品製造機械]		10	10	鋳型造型機	1
1-オ	機械プレス	57	5-ア	コンクリートブロックマシン	14	11	冷凍機	108
1-カ	せん断機	8	[木材加工機械]		12	12	振動フィーダー	78
2	圧縮機及び送風機	2,841	6-ア	ドラムパーガー	3	合計		3,442

## (4) 揚水施設（届出工場・事業場：11 事業場）

施設の種類		届出施設数
1	井戸	47

## (5) ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業（届出工場・事業場：16 事業場）

番号	作業の種類	届出作業数	番号	作業の種類	届出作業数
1	ブラスト又はタンブラストによる金属の表面処理	2	13	動植物油の精製	1
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工等	1	17	自動車を解体する作業	2
9	動物質廃棄物の焼却作業	2	22	製造、加工、精製又は修理の工程において、アンモニア、ふっ素化合物、塩化水素、窒素酸化物等を使用し、又は発生させる作業	3
11	ドライクリーニング	1			
12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造	4			
			合 計		16

## (6) 水質汚濁に係る特定作業（届出工場・事業場：55 事業場）

番号	作業の種類	届出作業数	番号	作業の種類	届出作業数
1-ア	砂利又は土を採取する作業	53	2	鶏の解体作業（1日当たりの解体数が100羽以上の作業に限る）	2
1-イ	砂利を洗浄する作業	16	合 計		71

## (7) 騒音又は振動に係る特定作業（届出工場・事業場：69 事業場）

番号	作業の種類	届出作業数
2	鉄骨又は橋梁の組立て作業（建設又は建設の現場作業を除く）	2
3	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く）	68
合 計		70

## (8) 特定建設作業（平成26年度届出件数：109件）

番号	作業の種類	届出作業数
2	びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業	2
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	107
10	振動ローラーを使用する作業	22
合 計		131

## 2 君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

累計許可件数（平成10年1月1日から平成24年12月31日までの累計）

事業の種類	埋立て	たい積	合計
小規模埋立て等（500㎡以上3,000㎡未満）	138	0	138

累計許可件数（平成25年1月1日からの累計）

事業の種類	埋立て	たい積	合計
小規模事業（500㎡以上3,000㎡未満）	0	0	0
特定事業（3,000㎡以上）	3	0	3

## 3 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

累計許可件数（平成10年1月1日からの累計であり変更許可を含む）

事業の種類	埋立て	たい積	合計
特定事業（3,000㎡以上）	45	0	45

## 4 千葉県環境保全条例に基づく揚水施設（許可工場・事業場数：154）

吐出口断面積	許可施設数	吐出口断面積	許可施設数
21㎢以上	106	21㎢未満	127
合 計			233

## 5 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（届出事業場数）

対象事業場	事業場数
ゴルフ場	6事業場
廃棄物の最終処分場	1事業場

## 6 騒音規制法

### (1) 特定施設（届出工場・事業場：111社）

施設の種類	届出施設数	施設の種類	届出施設数	施設の種類	届出施設数	
[金属加工機械]		2	空気圧縮機 及び送風機	5,424	7-ホ 丸のこ盤	6
1-イ 圧延機械	154				7-ヘ かな盤	11
1-ロ 製管機械	17	3	土石・鉱物用 破砕機、ふるい	254	9 印刷機械	16
1-ハ ヘンテイングマシン	10				合 計	6,177
1-ニ 液圧プレス	30	[建設用資材製造機]				
1-ホ 機械プレス	30	5-イ コンクリートフラント	8			
1-ヘ せん断機	169	[木材加工機械]				
1-リ プラスト	20	7-ロ チッパ	9			
1-ル 切断機	2	7-ニ 帯のこ盤	17			

### (2) 特定建設作業（平成26年度届出件数：10件）

番号	作業の種類	届出作業数
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	6
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	1
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	3
合 計		10

## 7 振動規制法

### (1) 特定施設（届出工場・事業場：49 事業場）

施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数	施設の種類		届出施設数
[金属加工機械]			2	圧縮機	239	[木材加工機械]		
1-イ	液圧プレス	3	3	土石・鉱物用 破砕機、ふるい	3	6-ロ	チッパ	7
1-ロ	機械プレス	33				7	印刷機械	2
1-ハ	せん断機	3	5	コンクリートブロックマシン	1	合計		292
1-ニ	鍛造機	1						

### (2) 特定建設作業（平成 26 年度届出件数：25 件）

番号	作業の種類	届出作業数
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）	4
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）	24
合計		28